



1706.

(介21)

平成20年9月5日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上裕



介護従事者の事務負担軽減措置に関する一部改正通知等の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護従事者の事務負担軽減措置に関しまして、第52回 社会保障審議会介護給付費分科会において諮問事項であった、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係るサービス担当者会議の開催を「少なくとも6月に1回」から「必要に応じて随時」に改める件」、「介護保険施設等における感染対策委員会の開催を「1月に1回程度、定期的で開催」から「おおむね3月に1回以上開催」に改める件」の2点の改正、及び、「特別養護老人ホームにおける看取り介護加算、介護療養型老人保健施設におけるターミナルケア加算において、本人又はその家族への説明を行い同意を求める頻度を「少なくとも1週につき1回以上」から「入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時」に改める件」等に関する改正通知が発出され、平成20年9月1日より適用されることとなりました。

本会においても厚生労働省より発出された関係通知類を入手いたしましたのでご送付申し上げます。つきましては、貴会傘下の地区医師会および会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

添付資料

○「「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」及び「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の送付について

(老老発第0901002号 平20.9.1 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

以上



老老発第0901002号

平成20年9月1日

社団法人日本医師会会長

唐澤 祥人 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」及び「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の送付について

標記につきましては、別添の通知を平成20年9月1日付けで各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長並びに各都道府県介護保険主管部（局）長宛て送付しましたので、お知らせいたします。

つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。



老発第0901002号

平成20年 9月 1日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長



「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成20年厚生労働省令第137号）が公布され、本日から施行されることとなったことに伴い、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号 厚生省老人保健福祉局長通知）」等の一部を別紙のとおり改正し、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、今回の改正は、事務手続の重複等につき、介護従事者の負担軽減等の観点から見直しを行うものであり、適切なサービスの提供の確保のために必要な研修等の事務については、今後とも従前どおり適切な運用を図られたい。

#### 記

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号 厚生省老人保健福祉局長通知）の一部改正  
別紙1のとおり改正する。
- 2 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知）の一部改正  
別紙2のとおり改正する。
- 3 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日老発第0530002号 厚生労働省老健局長通知）の一部改正  
別紙3のとおり改正する。

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第一～第四 (略)</p> <p>第五 処遇に関する事項</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 衛生管理等 (基準第24条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準第24条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱とすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状態に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第29条第1項第3号に規定する事故発生防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に係が深いと認められることから、これと一体的に設置・選定することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>11～15 (略)</p>	<p>第一～第四 (略)</p> <p>第五 処遇に関する事項</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 衛生管理等 (基準第24条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準第24条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱とすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>11～15 (略)</p>

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 処遇に関する基準</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 衛生管理等 (1) (略)</p> <p>(2) 基準第26条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「<u>感染対策委員会</u>」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「<u>感染対策担当者</u>」という。)を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状態に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催する<u>とともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u></p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、<u>基準第31条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会</u>については、関係する職種、取り扱う事項等が<u>感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。</u>感染対策担当者は看護士であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>13～16 (略)</p> <p>17 事故発生の防止及び発生時の対応 (基準第31条)</p>	<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 処遇に関する基準</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 衛生管理等 (1) (略)</p> <p>(2) 基準第26条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「<u>感染対策委員会</u>」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「<u>感染対策担当者</u>」という。)を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、<u>感染対策担当者は看護士であることが望ましい。</u></p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>13～16 (略)</p> <p>17 事故発生の防止及び発生時の対応 (基準第31条)</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号) (略)</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第五～第九 (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号) (略)</p> <p>なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、<u>関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</u></p> <p>また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第五～第九 (略)</p>
--	---

改 正 後	改 正 前
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 サービスの提供に関する事項</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>基準第26条第2項第1号に規定する委員会（以下「感染対策委員会」という。）は、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第33条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>12～15 (略)</p> <p>16 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 サービスの提供に関する事項</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>基準第26条第2項第1号に規定する委員会（以下「感染対策委員会」という。）は、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第33条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>12～15 (略)</p> <p>16 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会</p>
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 サービスの提供に関する事項</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>基準第26条第2項第1号に規定する委員会（以下「感染対策委員会」という。）は、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要である。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>12～15 (略)</p> <p>16 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 サービスの提供に関する事項</p> <p>1～10 (略)</p> <p>11 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>基準第26条第2項第1号に規定する委員会（以下「感染対策委員会」という。）は、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、介護職員、栄養士、生活相談員、施設外の感染管理等の専門家など）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要である。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>12～15 (略)</p> <p>16 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会</p>

(略)

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

(4)・(5) (略)

第6～第8 (略)

(略)

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

(4)・(5) (略)

第6～第8 (略)





老計発第 0901001 号  
老振発第 0901001 号  
老老発第 0901001 号  
平成 20 年 9 月 1 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計 画 課 長



振 興 課 長



老人保健課長



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成 20 年厚生労働省令第 135 号）、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成 20 年厚生労働省令第 137 号）及び「厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件」（平成 20 年厚生労働省告示第 440 号）が公布され、本日から施行されることとなったことに伴い、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」等の一部を別紙のとおり改正し、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（政令指定都市を含む。）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、今回の改正は、事務手続の重複等につき、介護従事者の負担軽減等の観点から見直しを行うものであり、適切なサービスの提供の確保のために必要な研修等の事務については、今後とも従前どおり適切な運用を図られたい。

## 記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正  
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）の一部改正  
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正  
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正  
別紙 4 のとおり改正する。
- 5 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号・老老発第 0331016 号 厚生労働省老健局振興課長、老人保健課長連名通知）の一部改正  
別紙 5 のとおり改正する。
- 6 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正  
別紙 6 のとおり改正する。
- 7 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正  
別紙 7 のとおり改正する。

- 8 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正  
別紙8のとおり改正する。
- 9 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）の一部改正  
別紙9のとおり改正する。
- 10 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正  
別紙10のとおり改正する。
- 11 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発0331005号・老振発0331005号・老老発0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）の一部改正  
別紙11のとおり改正する。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）  
 （抄）

		改	正	後	改	正	前
第一 略	第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項	1～8 略	9 福祉用具貸与費 （1）略 （2）要介護一の者に係る指定福祉用具貸与費 ① 略 ア 略 イ ただし、アの（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びアの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能なる者が参加するサービス担当者会議を通じて適切なケアマネジメントにより指定支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。	1～8 略	9 福祉用具貸与費 （1）略 （2）要介護一の者に係る指定福祉用具貸与費 ① 略 ア 略 イ ただし、アの（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びアの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能なる者が参加するサービス担当者会議を通じて適切なケアマネジメントにより指定支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（少なくとも六月に一回）で行うこととする。	② 略	② 略
第三 略							

○ 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第一 略</p> <p>第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項</p> <p>1～5 略</p> <p>6 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 管理栄養士の介護予防居宅療養管理指導について</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 管理栄養士の行う介護予防居宅療養管理指導については、以下のアからクまでに掲げるプロセスを経ながら実施すること</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第93条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に管理栄養士の介護予防居宅療養管理指導費の算定のため利用者ごとの状態を定期的に記録する必要はないものとすること</p> <p>と</p> <p>⑤ 略</p> <p>(4) 歯科衛生士等の介護予防居宅療養管理指導について</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 歯科衛生士等の行う介護予防居宅療養管理指導については、以下のアからクまでに掲げるプロセスを経ながら実施すること</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第93条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの管理指導計画に従い歯科衛生士等が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記</p>	<p>第一 略</p> <p>第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項</p> <p>1～5 略</p> <p>6 介護予防居宅療養管理指導</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 管理栄養士の介護予防居宅療養管理指導について</p> <p>①～③ 略</p> <p>④ 管理栄養士の行う介護予防居宅療養管理指導については、以下のアからクまでに掲げるプロセスを経ながら実施すること</p> <p>ア～ク 略</p> <p>⑤ 略</p> <p>(4) 歯科衛生士等の介護予防居宅療養管理指導について</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 歯科衛生士等の行う介護予防居宅療養管理指導については、以下のアからクまでに掲げるプロセスを経ながら実施すること</p> <p>ア～カ 略</p>

録とは別に藍科衛生士等の介護予防居室療養管理指導費の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとす  
ること。

⑦・⑧

(5) 略

7～10 略

11 介護予防福祉用具貸与費

(1) 略

(2) 要支援一又は要支援二の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

ア 略

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特  
に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段  
差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調  
査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門  
相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が  
参加するサービス担当者会議等を通じて適切なケアマネジメン  
トにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、  
この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載さ  
れた必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこと  
とする。

ウ 略

(3) 略

12 略

⑦・⑧

(5) 略

7～10 略

11 介護予防福祉用具貸与費

(1) 略

(2) 要支援一又は要支援二の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

ア 略

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特  
に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段  
差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調  
査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門  
相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が  
参加するサービス担当者会議等を通じて適切なケアマネジメン  
トにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、  
この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載さ  
れた必要な理由を見直す頻度(すくなくとも六月に一回)で行  
うこととする。

ウ 略

(3) 略

12 略

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)

改正後	改正前
<p>第一 略</p> <p>第二 略</p> <p>第三 介護サービス</p> <p>一～十の二 略</p> <p>十一 福祉用具貸与</p> <p>1～2 略</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 第5号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手續により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の状況及びその置かれている環境等に照らして、発当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>4 略</p> <p>十二 略</p> <p>第四 介護予防サービス</p> <p>一～二 略</p> <p>三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1～10 略</p> <p>II 介護予防福祉用具貸与</p> <p>(1) 略</p>	<p>第一 略</p> <p>第二 略</p> <p>第三 介護サービス</p> <p>一～十の二 略</p> <p>十一 福祉用具貸与</p> <p>1～2 略</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(8) 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 第5号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>また、少なくとも六月に一回、介護支援専門員は、同様の手續により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、発当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>4 略</p> <p>十二 略</p> <p>第四 介護予防サービス</p> <p>一～二 略</p> <p>三 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1～10 略</p> <p>II 介護予防福祉用具貸与</p> <p>(1) 略</p>

(2) 指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱方針

①～③ 略

④ 第6号は、介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員（以下③において「担当職員」という。）は、当該計画へ指定介護予防福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。

また、必要に応じて随時、担当職員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。

(2) 指定介護予防福祉用具貸与の具体的な取扱方針

①～③ 略

④ 第6号は、介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員（以下③において「担当職員」という。）は、当該計画へ指定介護予防福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。

また、少なくとも六月に一回、必要に応じて随時、担当職員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容及び現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。



○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改正前	改正後
<p>第一 略</p> <p>第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p>1～2 略</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p>①～⑯ 略</p> <p>⑳ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映（第21号・第22号）</p> <p>福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せず選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。</p> <p>このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならぬ。</p> <p>なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後少なくとも六月に一回はサービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければならぬ。</p> <p>また、福祉用具貸与については以下の項目について留意することとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>⑰～㉓ 略</p> <p>(8)～(18) 略</p>	<p>第一 略</p> <p>第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準</p> <p>1～2 略</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p>①～⑱ 略</p> <p>㉒ 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映（第21号・第22号）</p> <p>福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せず選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。</p> <p>このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならぬ。</p> <p>なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければならぬ。</p> <p>また、福祉用具貸与については以下の項目について留意することとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>㉑～㉗ 略</p> <p>(8)～(18) 略</p>

○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号 厚生労働省健康局振興課長、老人保健課長連名通知) (抄)

改 正 後	改 正 前
<p>第一 略</p> <p>第二 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1～3 略</p> <p>4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(1) ㉑～㉒ 略</p> <p>㉑ 介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売の介護予防サービス計画への反映(第23号・24号)</p> <p>介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等と踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。</p> <p>このため、担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売が必要ない理由を記載しなければならぬ。</p> <p>なお、介護予防特定福祉用具販売については、介護予防サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び介護予防サービス計画に記載しなければならない。</p> <p>また、介護予防福祉用具貸与については以下の項目について留意することとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>㉒ 略</p> <p>5 略</p>	<p>第一 略</p> <p>第二 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>1～3 略</p> <p>4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p> <p>(1) ㉑～㉒ 略</p> <p>㉑ 介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売の介護予防サービス計画への反映(第23号・24号)</p> <p>介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等と踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。</p> <p>このため、担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売が必要ない理由を記載しなければならぬ。</p> <p>なお、介護予防特定福祉用具販売については、介護予防サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び介護予防サービス計画に記載しなければならない。</p> <p>また、介護予防福祉用具貸与については以下の項目について留意することとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>㉒ 略</p> <p>5 略</p>

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改正後	改正前
<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 運営に関する基準</p> <p>1～2 4 (略)</p> <p>2 5 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準省令第27条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員)により構成する。帯成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。<u>感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</u></p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、<u>基準省令第35条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することとら差し支えない。</u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>2 6～3 0 (略)</p> <p>3 1 事故発生の防止及び発生時の対応(基準省令第35条)</p>	<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 運営に関する基準</p> <p>1～2 4 (略)</p> <p>2 5 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準省令第27条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員)により構成する。帯成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、<u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</u></p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>2 6～3 0 (略)</p> <p>3 1 事故発生の防止及び発生時の対応(基準省令第35条)</p>

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号)  
(略)

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

(4)・(5) (略)

32 (略)

第五・第六 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号)  
(略)

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

(4)・(5) (略)

32 (略)

第五・第六 (略)

改正前	改正後
<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 運営に関する基準</p> <p>1～2 4 (略)</p> <p>2 5 衛生管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>2 6～3 0 (略)</p> <p>3 1 事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 運営に関する基準</p> <p>1～2 4 (略)</p> <p>2 5 衛生管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準第29条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催する必要がある。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第36条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>2 6～3 0 (略)</p> <p>3 1 事故発生の防止及び発生時の対応</p>

①・② (略)

③ 事故発生の防止のための委員会  
(略)

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係が深い職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はクア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

④・⑤ (略)

32・33 (略)

第五・第六 (略)

①・② (略)

③ 事故発生の防止のための委員会  
(略)

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はクア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

④・⑤ (略)

32・33 (略)

第五・第六 (略)

改正後	改正前
<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 運営に関する基準</p> <p>1～2 2 (略)</p> <p>2 3 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準第28条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>2 4～2 7 (略)</p> <p>2 8 事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>第一～第三 (略)</p> <p>第四 運営に関する基準</p> <p>1～2 2 (略)</p> <p>2 3 衛生管理等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準第28条に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。</p> <p>① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第34条第1項第3号に規定する事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に關係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>2 4～2 7 (略)</p> <p>2 8 事故発生の防止及び発生時の対応</p>

①・② (略)

③ 事故発生の防止のための委員会

指定介護療養型医療施設における「事故発生の防止のための検討委員会」(以下「事故防止検討委員会」という。)は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

④・⑤ (略)

29・30 (略)

第五・第六 (略)

①・② (略)

③ 事故発生の防止のための委員会

指定介護療養型医療施設における「事故発生の防止のための検討委員会」(以下「事故防止検討委員会」という。)は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくことが必要である。なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

④・⑤ (略)

29・30 (略)

第五・第六 (略)



○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004号・老振発0331004号・老老発0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 地域密着型サービス 一～五 (略)</p> <p>六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する基準 (1)～(16) (略) (17) 衛生管理等 ① (略)</p> <p>② 基準第151条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状態に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、基準第155条第1項第3号に規定する事故発生防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p>	<p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 地域密着型サービス 一～五 (略)</p> <p>六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する基準 (1)～(16) (略) (17) 衛生管理等 ① (略)</p> <p>② 基準第151条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次の①から④までの取扱いとすること。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p>

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

ロ～ニ (略)

(18)～(20) (略)

(21) 事故発生の防止及び発生時の対応 (基準第155条)

①・② (略)

③ 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号) (略)

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係が深いと認められることから、これと一体的員念と相互に關係が深いと差し支えない。事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

④・⑤ (略)

(22) (略)

5・6 (略)

第四 (略)

また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

ロ～ニ (略)

(18)～(20) (略)

(21) 事故発生の防止及び発生時の対応 (基準第155条)

①・② (略)

③ 事故発生の防止のための委員会 (第1項第3号) (略)

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であり、責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

④・⑤ (略)

(22) (略)

5・6 (略)

第四 (略)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改正後	改正前
<p>第一 (略)</p> <p>第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 介護福祉施設サービス</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 看取り介護加算</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑦ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、<u>同意を得た旨を記載しておくことが必要である。</u></p> <p>また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡し、<u>来ても来ても来ないような場合も、医師、看護師、介護職員等が随時（少なくとも週一回以上）、入所者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っている</u>と認められる場合には、<u>看取り介護加算の算定は可能である。</u></p> <p>この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来ても来なかった旨を記載しておくことが必要である。</p> <p>なお、家族が入所者の看取りについてとにも考えることは極めて重要であり、施設としては、一度連絡を取って来てくれなかつたとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。</p> <p>(23)・(24) (略)</p> <p>6 介護保健施設サービス</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）若しくは介護保健施設サービス費（Ⅲ）又はユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）若しくはユニット型介護保健施設サービス費（Ⅳ）を算定する介護老人保健施設（以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。）における介</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 介護福祉施設サービス</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 看取り介護加算</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡し、<u>来ても来ても来ないような場合も、医師、看護師、介護職員等が随時（少なくとも週一回以上）、入所者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っている</u>と認められる場合には、<u>看取り介護加算の算定は可能である。</u></p> <p>この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来ても来なかった旨を記載しておくことが必要である。</p> <p>なお、家族が入所者の看取りについてとにも考えることは極めて重要であり、施設としては、一度連絡を取って来てくれなかつたとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。</p> <p>(23)・(24) (略)</p> <p>6 介護保健施設サービス</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）若しくは介護保健施設サービス費（Ⅲ）又はユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）若しくはユニット型介護保健施設サービス費（Ⅳ）を算定する介護老人保健施設（以下この号において「介護療養型老人保健施設」という。）における介</p>

介護施設サービスについて

- ①・② (略)
- ③ ターミナルケア加算について  
イ～ホ (略)

へ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、その説明日時、内容等を記録するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。

また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもえないような場合も、医師、看護師、介護職員等が入所者の状態等に応じて随時、入所者に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っていると思われる場合には、ターミナルケア加算の算定は可能である。

この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来てもえなかった旨を記載しておくことが必要である。

なお、家族が入所者の看取りについてとにも考えることは極めて重要であり、施設としては、一度連絡を取って来てくれなかったとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながらターミナルケアを進めていくことが重要である。

- ト (略)
- ④・⑤ (略)
- (5)～(23) (略)

介護施設サービスについて

- ①・② (略)
- ③ ターミナルケア加算について  
イ～ホ (略)

へ 本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡しても来てもえないような場合も、医師、看護師、介護職員等が随時(少なくとも週一回以上)、入所者に対するターミナルケアについて相談し、共同してターミナルケアを行っていると思われる場合には、ターミナルケア加算の算定は可能である。

この場合には、適切なターミナルケアが行われていることが担保されるよう、職員間の相談日時、内容等を記録するとともに、本人の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来てもえなかった旨を記載しておくことが必要である。

なお、家族が入所者の看取りについてとにも考えることは極めて重要であり、施設としては、一度連絡を取って来てくれなかったとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながらターミナルケアを進めていくことが重要である。

- ト (略)
- ④・⑤ (略)
- (5)～(23) (略)

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日考計発 0331005 号・老振発 0331018 号・老老発 0331005 号・老振発 0331018 号 厚生労働省高齢者健康計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>第一 (略)</p> <p>第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 地域密着型介護福祉施設サービス費</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 看取り介護加算</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要である。</p> <p>また、本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡して来ても来ないような場合も、医師、看護師、介護職員等が入所者の状態等に応じて随時、入所者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていることと認められる場合には、看取り介護加算の算定は可能である。</p> <p>この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容を記載するとともに、本人の状況や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来ても来なかった旨を記載しておくことが必要である。</p> <p>なお、家族が入所者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、施設としては、一度連絡を取って来てくれなかったとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。</p> <p>(23)～(25) (略)</p> <p>第三 (略)</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 地域密着型介護福祉施設サービス費</p> <p>(1)～(21) (略)</p> <p>(22) 看取り介護加算</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 本人が十分に判断をできる状態になく、かつ、家族に連絡して来ても来ないような場合も、医師、看護師、介護職員等が随時（少なくとも週一回以上）、入所者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていることと認められる場合には、看取り介護加算の算定は可能である。</p> <p>この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容を記載するとともに、本人の状況や、家族と連絡を取ったにもかかわらず来ても来なかった旨を記載しておくことが必要である。</p> <p>なお、家族が入所者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり、施設としては、一度連絡を取って来てくれなかったとしても、定期的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていくことが重要である。</p> <p>(23)～(25) (略)</p> <p>第三 (略)</p>

○厚生労働省令第一三五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十四条第二項、第八十一条第二項、第一百十五条の四第二項及び第一百十五条の二十二第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年八月二十九日

厚生労働大臣 舛添 要一

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「少なくとも六月に一回」を「必要に応じて随時」に改める。

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百

九十九条第五号

二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第

二十一号

三 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百七十八条第六号

四 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第三十条第二十三号

#### 附 則

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第百九十九条</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるときともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針） 第百九十九条</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるときともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、<u>少なくとも六月に一回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。</u></p>



○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に  
 関する基準（平成十八年厚生省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）            第二百七十八条            一～五（略）</p> <p>六 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員（指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員をいう。）により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）            第二百七十八条            一～五（略）</p> <p>六 介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定介護予防福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る担当職員（指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員をいう。）により、少なくとも六月に一回その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。</p>

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第十三条 一～二十（略） 二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。 二十二～二十五（略）</p>	<p>（指定居宅介護支援の具体的取扱方針） 第十三条 一～二十（略） 二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも六月に一回サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。 二十二～二十五（略）</p>

○ 指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
 (平成十八年厚生省令第三十七号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)                      第三十条                      一、二十二 (略)</p> <p>二十三 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。</p> <p>二十四、二十六 (略)</p>	<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)                      第三十条                      一、二十二 (略)</p> <p>二十三 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも六月に一回、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。</p> <p>二十四、二十六 (略)</p>

○厚生労働省令第一三七号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百十三号）第十七条第一項、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第二項、第八十八条第二項、第九十七条第三項及び第一百十条第二項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月一日

厚生労働大臣 舛添 要一

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「一月に一回程度、定期的に」を「おおむね三月に一回以上」に改める。

- 一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第二十四条第二項第一号

- 二 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第二十七条第二項第一号

三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第二十九条第二項第一号

四 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第二十八条第二項第一号

五 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第二十六条第二項第一号

六 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第一百五十一条第二項第一号

七 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第七号）第二十六条第二項第一号

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>（衛生管理等） 第二十四条（略）</p> <p>2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（衛生管理等） 第二十四条（略）</p> <p>2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 四（略）</p>

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（衛生管理等） 第二十七条（略）</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（衛生管理等） 第二十七条（略）</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 四（略）</p>

改正案	現行
<p>（衛生管理等） 第二十八条（略）</p> <p>2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者<del>に</del>周知徹底を図ること。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（衛生管理等） 第二十八条（略）</p> <p>2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者<del>に</del>周知徹底を図ること。</p> <p>二 四（略）</p>



○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（衛生管理等） 第二十九条（略）</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（衛生管理等） 第二十九条（略）</p> <p>2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 四（略）</p>

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（衛生管理等） 第二十六条（略）</p> <p>2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を<u>おおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二、四（略）</p>	<p>（衛生管理等） 第二十六条（略）</p> <p>2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を<u>一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二、四（略）</p>

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(衛生管理等)            第五百五十一条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>(衛生管理等)            第五百五十一条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 四 (略)</p>

改正案	現行
<p>（衛生管理等） 第二十六条（略）</p> <p>2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（衛生管理等） 第二十六条（略）</p> <p>2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的 に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に 対し、周知徹底を図ること。</p> <p>二 四（略）</p>

○厚生労働省告示第四四〇号

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十年九月一日

厚生労働大臣 舛添 要一

第二十七号イ(1)(三)及び第三十六号イ(3)中「少なくとも一週につき一回以上」を「入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時」に改める。

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>一〇二六 (略)</p> <p>二七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの注の厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者</p> <p>イ 看取り介護加算(Ⅰ)を算定すべき入所者</p> <p>(1) 次の(一)から(三)までのいずれにも適合している入所者</p> <p>(一) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>(二) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。</p> <p>(三) 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。</p> <p>(2) 入所している施設又は当該入所者の居室において死亡した者</p> <p>ロ (略)</p> <p>二八〇三三五 (略)</p> <p>三六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注12の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者</p> <p>イ 次の(1)から(3)までのいずれにも適合している入所者</p>	<p>一〇二六 (略)</p> <p>二七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの注の厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者</p> <p>イ 看取り介護加算(Ⅰ)を算定すべき入所者</p> <p>(1) 次の(一)から(三)までのいずれにも適合している入所者</p> <p>(一) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>(二) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。</p> <p>(三) 医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。</p> <p>(2) 入所している施設又は当該入所者の居室において死亡した者</p> <p>ロ (略)</p> <p>二八〇三三五 (略)</p> <p>三六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注12の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者</p> <p>イ 次の(1)から(3)までのいずれにも適合している入所者</p>

- (1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- (2) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
- (3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、ターミナルケアが行われていること。

ロ (略)

三十七号五十五 (略)

- (1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- (2) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
- (3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、ターミナルケアが行われていること。

ロ (略)

三十七号五十五 (略)